

令和3年10月1日より

倉敷美観地区の屋外広告物について基準を改正します

倉敷美観地区の歴史的な町並みは、住民の保存活動から始まり、これまでの様々な取り組みや皆様の努力によって受け継がれてきました。それにより近年では訪れる方も増えてきましたが、一方で観光客向けの過剰な広告や看板が、伝統的な建造物を覆い隠すなどの問題も起きています。

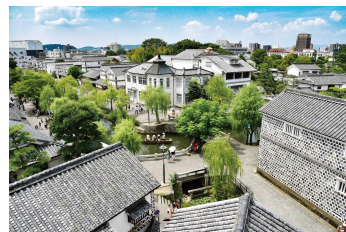
倉敷美観地区内は、倉敷市屋外広告物条例で「禁止地域」に指定されていますが、地区内で事業を営むために必要最小限の屋外広告物に限り、表示することが認められています。この基準を詳細に定めるために、倉敷市屋外広告物条例施行規則を改正しましたので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆◆◆ 倉敷美観地区における屋外広告物には、次の「表示原則」を定めます ◆◆◆

1 歴史的景観を害さないものであること。

歴史的景観とは、伝統的な建築様式による建築物、工作物、遺跡等が周囲の自然環境と一体となって形成されている景観のことです。

美観地区が守るべき時代風景は、「江戸時代後期から明治時代」の風景を基本とし、この時代風景に調和することを原則とします。

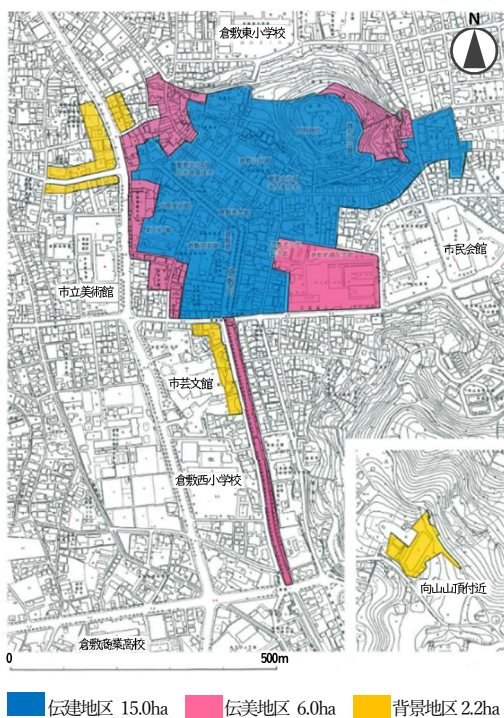


2 位置、規模、形態、意匠及び色彩が、伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわないものであること。

本瓦葺の屋根、漆喰塗の外壁、倉敷格子の窓など、美観地区固有の意匠形態により、本地区の時代風景が形成されるため、これらの特性を傷つけたり、覆い隠さないことを原則とします。



倉敷美観地区エリア



●屋外広告物条例による表示面積の基準

【伝建地区】・・・禁止地域

1事業所の表示合計面積：3㎡以下

【伝美地区】・・・禁止地域

1事業所の表示合計面積：5㎡以下

【背景地区】・・・第3種許可地域

1事業所の表示合計面積：個別審査による

背景地区の基準等は本紙に掲載していません。

「倉敷市 都市景観室」までご相談ください。

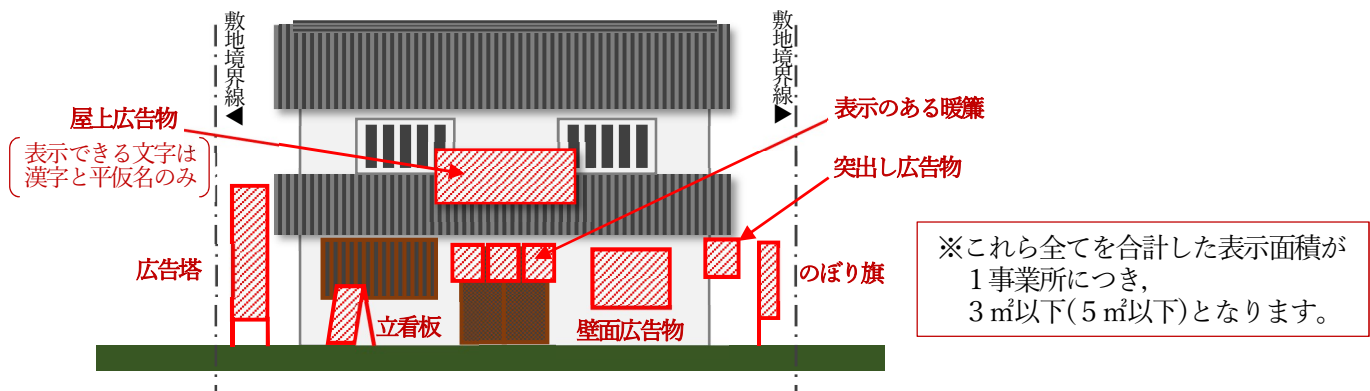
地区の正式名称

【伝建地区】・・・倉敷川畔伝統的建造物群保存地区

【伝美地区】・・・伝統美観保存地区

【背景地区】・・・背景地区

■屋外広告物の種類



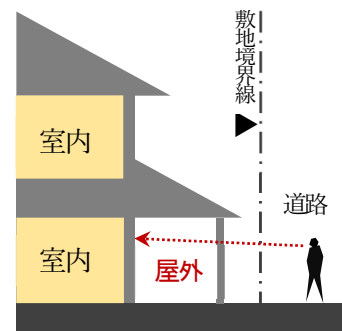
●屋外広告物とは、次の要件に該当するものです。

1 「屋外で公衆に表示」されているもの

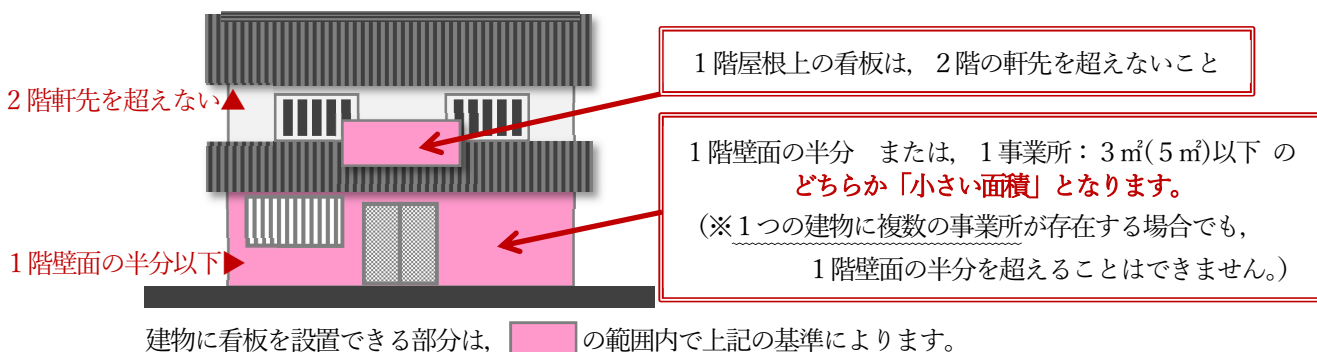
建築物の外側にある事を必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものが該当します。

2 「常時又は一定の期間継続して表示」されるもの

暖簾、のぼり旗、スタンド式の立看板など「可動式の広告物」のように、数時間のみ掲出するものも屋外広告物です。



■屋外広告物の設置場所



■屋外広告物の表示合計面積に含めないことができるもの

伝統的な建築様式による建築物と調和した屋外広告物は、美観地区の時代風景を形成するために大切な要素であり、市が認める屋外広告物については、表示合計面積に含めないこととします。

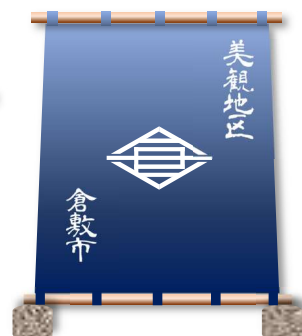
新設の看板であっても、素材や色彩、表示方法などに配慮することで、屋外広告物の表示合計面積に含めないことができますので、計画段階で必ず「倉敷市 都市景観室」までご相談ください。



例) 建築物に固定するもの

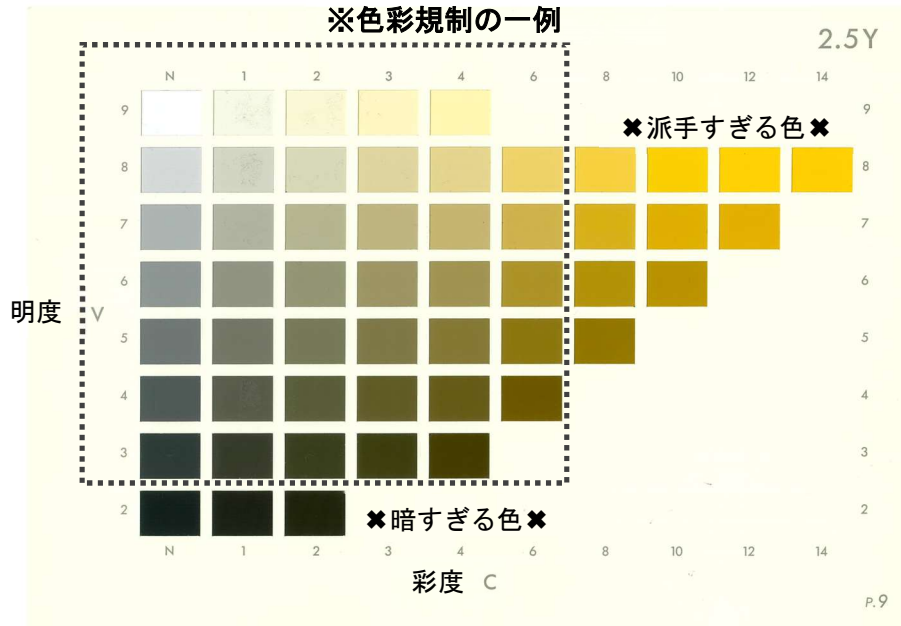


例) 建築物に固定されないもの



■色彩規制について

- ツヤの無い「白や無彩色」など、伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわない色を原則としますが、**派手すぎる色(彩度8以上)**や**暗すぎる色(明度3未満)**を使用する場合は、個々の屋外広告物ごとに表示面積の「半分以下」としてください。



- 図柄や文字などは、刺激的な配色とならないこと。



※**純色と補色**が並ぶ状態※
対照となる彩度が最大の色の組み合わせ



※**純色と暗色**が並ぶ状態※
彩度が最大の色と暗すぎる色の組み合わせ

- 自動販売機の色や表示物も、屋外広告物の規制対象です。

過度な表示を止め、設置場所の背景に合わせた色彩としてください。

ラッピングの柄や色彩については、必ず「倉敷市 都市景観室」までご相談ください。

チラシ・ポスター・ポップも、屋外広告物として表示面積の対象となります。



■禁止広告物について

本地区の時代風景に存在しないものや、容易に化学素材とわかるものなどは、禁止とします。



倉敷市屋外広告物条例施行規則別表【抜粋】

2 自家広告及び管理広告の景観地区における適用除外・許可不要基準

区 分	条例第6条2項第1号及び第2号の基準	
	伝統的建造物群保存地区【伝建地区】	伝統的建造物群保存地区以外の景観地区【伝美地区】
表示原則	1 歴史的景観（伝統的な建築様式による建築物、工作物、遺跡等が周囲の自然環境と一体となって形成されている景観をいう。以下この表において同じ。）を害さないものであること。 2 位置、規模、形態、意匠及び色彩が、伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわないものであること。	
1事業所当たりの表示合計面積	3㎡(平方メートル)以下	5㎡(平方メートル)以下
上記表示合計面積に含めないことができるもの	1 位置、規模、形態、意匠、素材及び色彩が、伝統的な建築様式による建築物と調和し、歴史的景観の保全に寄与すると認めるものの表示面積 2 その他市長が特に適当と認めるものの表示面積	
設置場所	1 建物の1階部分の壁面 2 建物の1階部分の屋根上 3 建物の2階部分の軒の高さを超えないこと。 4 敷地の外に突き出さないこと。	
1事業所当たりの屋上広告物の個数	1個（1階部分の屋根上に限る。）	
1事業所当たりの突出し広告物の個数	1個（1階部分の壁面に限る。）	
1壁面の利用割合限度	1 2分の1以下 2 1の建물에 複数の事業所があるため、当該建물에 事業所ごとの広告物を設置しようとする場合は、広告物の面積の合計が前項に規定する基準に適合するものであること。	
色 彩	1 伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわない色を原則とし、つやの無いものであること。 2 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 3 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 4 図柄又は文字等が、刺激的な配色となっていないこと。	
表示方法	1 屋上広告物の文字は、漢字及び平仮名で表記された日本語を原則とすること。 2 材質は、伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわないものとする。こと。 3 伝統的な形態又は意匠によるものを除き、照明を使用しないこと。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	

■問合せ先■

倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL:086-426-3494 FAX:086-421-1600

e-mail:keikan@city.kurashiki.okayama.jp HP:https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan